

## 第19回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和4年12月13日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 漁業の許可の更新等について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）、かご漁業（べにずわいがに））
- ② さんま、まあじ及びまいわしの令和5管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について（諮問）
- ③ 令和4年資源評価（水産総合センター）
- ④ 石川海区漁場計画作成に係る利害関係人の意見聴取について
- ⑤ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果
- ⑥ 11月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年12月5日

### 3. 出席者

出席委員（12名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	川島 和彦	〃	笹波 守勝
〃	中 浩二	〃	橋本 勝寿

欠席委員（2名） 小川委員、太田委員

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、須沼専門員、原田主任技師、川田技師

水産総合センター 武澤主任技師

事務局 辻局長、小柳主幹

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について（諮問） (資料1参照)

① 制限措置・許可等を申請すべき期間について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の策定及び一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

- (2) さんま、まあじ及びまいわしの令和5管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について（諮問）（資料2参照）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (3) 令和4年資源評価（水産総合センター）（資料3参照）  
水産総合センターから報告を受けた。
- (4) 石川海区漁場計画作成に係る利害関係人の意見聴取について（資料4参照）  
水産課より報告を受けた。
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果（資料5参照）  
事務局より報告を受けた。
- (6) 11月の許認可実績について（資料6参照）  
水産課より報告を受けた。
- (7) その他（別紙参照）  
事務局より全国豊かな海づくり大会功績団体表彰について説明があった。

6. 委員会終了時間      午後14時15分

第19回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長	定刻となりましたので、第19回石川海区漁業調整委員会を開催します。なお、本日は太田委員と小川委員から欠席の連絡を受けております。それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
稲 村 会 長	皆様大変ご苦勞様です。今日はあいにく大変天候の悪い日となりました。週間予報を見ますと、来週あたり雪マークが並んでおります。本格的な冬が目の前に来ているように感じております。健康面、また行動等に気を付けながら生活をしていかなければならないと思っております。それではさっそく会に入っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
辻 局 長	ありがとうございました。 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。 最初に次第、資料-1「漁業の許可の更新等について」諮問文が先頭にあるもの、資料-2「さんま、まあじ及びまいわしの令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」諮問文が先頭にあるもの、資料-3「令和4年資源評価」、資料-4「石川海区漁場計画作成に係る利害関係人の意見聴取について」、資料-5「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」、資料-6「11月の許認可実績について」、最後に、11月分の漁海況情報をおつけしています。 以上ですが、お手元におそろいでしょうか。  [全員、資料がそろっていることを確認]  それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
稲 村 会 長	本日の議事録署名人を新谷委員と中委員にお願いします。  [ 両委員 了承 ]  では、議題1の「漁業の許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。
辻 局 長	資料-1をご覧ください。最初のページのとおり知事より諮問文が来ております。  [諮問文朗読]  内容について、水産課より説明をお願いします。

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は3ページから9ページになります。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、3ページ及び4ページにありますように、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）及びかご漁業（べにずわいがに）です。これについて順にご説明いたしますので、まずは3ページと5ページを併せてご覧ください。

まず（1）小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）について、3ページでお示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。これについて資料5ページの（1）新規許可についてというところでご説明いたします。今回、県漁協ななか支所から、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）の許可について、新規許可を受けたいとの要望がありました。なお、本件は遊休許可制度に基づく許可ではなく、まったくの新規許可となっておりますが、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の2件であったものを、新たに2件を許可することにより、変更後の許可数は4件となります。この変更後の4件という許可件数についてですが、過去には5件許可していた時期もあり、その後廃業等で許可件数が減りまして、今回再び増えるということで、まったくの新規許可とはいうものの、減った分が元に戻るような形になりますので、漁獲圧、資源的にみても問題ないと考えます。

以上を踏まえ、3ページに記載の（1）小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を2とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和4年12月13日から令和4年12月20日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

次に4ページ記載の（2）かご漁業（べにずわいがに）についてです。4ページでお示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分になりますが、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数がご審議いただく内容となっております。こちらについて、5ページの（2）継続の許可でご説明いたします。こちらは許可の有効期間が終了するため、引き続き許可を更新するものです。全支所及び出張所対象で、現行許可としては西海支所、輪島支所、小木支所となっております。許可件数は5件うち、遊休許可の名簿

管理の数0件となっています。6ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えています。内容には変更ありません。

以上を踏まえ、4ページに記載の(2)かご漁業(べにずわいがに)の制限措置について許可または起業の認可をすべき船舶等の数を合計5、うち遊休許可の名簿管理の数0、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数を0とします。申請すべき期間については、令和4年12月13日から令和5年1月12日とします。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

では、議題2の「さんま、まあじ及びまいわしの令和5管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」知事より諮問が来ております。説明をお願いします。

辻局長

資料-2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課原田です。よろしくお願いいたします。1枚めくっていただいて、右肩に別紙とある資料から説明をさせていただきます。令和5管理年度、これは魚種によってその期間の始めの月が異なるのでこういった管理年度という呼び方をしておりますけれども、1月から管理が開始される魚種といたしますが、本県関係だこの冒頭に書いてありますさんま、まあじ、まいわしの3魚種になっております。1の概要のところにあります表につきましては、令和4管理年度、令和5管理年度と並べて書いてありますけれども、下の方にあるくろまぐろ以下の4種については期間が異なっており、4月以降にTACの管理年度が開始する魚種ということで、今回の決定の対象ではございません。このTACというのは、資源評価結果に基づき国から指定といたしますか、決定がおりてくるものになりますけれども、それについて改めて定めると

ということで説明させていただきます。

まず、さんまについて、まず令和4管理年度、現行というところですが、配分は現行水準ということで、目安数量は10トン未満とあります。通常漁獲実績の小さいところは、こういった10トン未満といった書き方になっております。令和5管理年度も同様に、現行水準目安数量10トン未満ということで、近年の本県の漁獲実績は数十キロ程度といったところですので、こういった書き方になっております。続きましてまあじです。今年度令和4管理年度は現行水準、配分目安数量が2,363トンとなっておりますところ、令和5管理年度の配分は、同様に現行水準、ただし目安数量は2,304トンとなっております。微妙に減っておりますけれども、これは資源評価の結果を反映したものであるということで、まあじにつきましては特に対馬暖流側といいますか日本海側のまあじにつきましては、比較的資源は良い状態であるという国の評価ではあるのですが、その中で微減というか減ったというようなことでもなく、ほぼ昨年度同様という数字ではあるのですが、微妙にその科学的な計算の結果数字が異なってくるので、こういった形で目安数量が少しぶれているということになってまいります。その次はまいわし対馬暖流系群、これについては後程詳しく説明しますが、今年度の当初配分数量は、21,100トンであったところが、令和5管理年度の配分数量は31,100トン。こちら資源評価の結果、まいわしに関しては、おそらく皆さんも感じておられる通りと思いますけれども、資源がやはり増加傾向にあるというところでTAC数量も増えて国から示されているというところになります。県全体の数量としては、今ご説明申し上げた通りで、次に、まいわしについては数量明示の配分ということで県内での配分方法を諮問させていただきます。

1枚めくっていただいた12ページ、2のまいわしTACの県内配分についてというところをご覧ください。資源管理方針の方に書いてあります通り、基本的に、こういった方針で確保配分しますといったところは定めてありますけれども、基本的には、この内容に沿って、昨年と同様の設定方法で数字を考えさせていただいております。全体の県TACとしましては、31,100トン、国から示された数字ということになります。このうち、留保を9,500トンとっておりまして、その残りの部分を中型まき網に5,600トン、その他、実質的には定置網がほとんどということになりますけれども、その他というところで1万6000トンをそれぞれ配分してございます。直近3年の平均数量漁獲実績をそのそれぞれの四角の中に書いてありますが、令和5管理年度の配分数量よりも小さい、すなわち実績を上回る配分量ということになっておりますけれども、まいわしにつきましては、年々の漁獲量の変動も大きい魚種ということは皆さんご承知の通りと思います。この配分案の数字がどのぐらいかといいますと、およそこの直近5年程度まいわしの資源増加傾向にありますけど、この直近5年程度の最大実績、まき網、定置のそれぞれの最大実績をおおよそカバーできる程度の数量にはなっております。また、留保を設けておりますので、枠の不足とかそういった場合には留保か

ら配分するといった対応をして参ります。管理年度途中における配分の基準の部分、表の下に3番とありますけれども、近年ですと、やはりまいわしは、中型まき網の場合は5月以降、連休明けから操業が本格化してきて、年によりますけれども大体8月ぐらいまで、定置の方は、早いと2月ぐらいから、来遊が始まりまして5月ごろまでというのが主漁期になってくるかと思えます。ただ漁場の偏りだとか、漁獲の年変動が大きいということですので、当初配分した数量が逼迫した場合には、まずは県の留保から時期に応じて追加配分を行って対応していくと、これまでと同様の対応をして参りたいと考えております。

また、決まりきったことを言ってしまうと、その留保の配分をする際には、毎回毎回こういった形で海区に諮問させていただく必要があるということになってしまうのですが、ただ、そうしますと、本当に必要な時に緊急の対応がとれないということになってしまいますので、あらかじめこの当面の対応策を皆さんにご了承いただきまして、それに従って対応して参りたいと考えております。この2ポツ目、当面の対応として、消化率が8割を超えた管理区分に対しては、県の留保から1,000トン、その時点での留保残量が1,000トン未満となっておりますら、その全量ということになりますけれども、それを直ちに配分することができるというルールとして、対応させていただきたいと考えております。これは昨年と同様のやり方になっております。また、円滑な管理のために、必要に応じてさらに国の留保からの配分を受けたり、あとは他県だとか、大臣管理区分との融通を実施する可能性もごございます。基本的にはこの数量の融通というのは、県の留保を融通するという、留保を渡すなり、留保としてもらうなりといった手続きを行うことになって参ります。今後の予定としましては、この次のめくった次のページに告示文の案が付けてございませぬけれども、この内容につきまして、農林水産大臣の承認の手続きを経た上で、12月中、今年中には県公報に登載しまして、漁協と関係機関へ通知させていただくといった予定となっております。説明は以上です。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

特になければ、知事から諮問の、さんま、まあじ及びまいわしの令和5管理年度における漁獲可能量の決定については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

では、次に議題3の「令和4年資源評価」について水産総合センターより説明をおねがいします。

水産総合センターの武澤です。令和4年の主要魚種の資源評価について説明させていただきます。資料3をご覧ください。14ページ目は現時点で資源管理の対象となっているTAC魚種、15ページ目および16ページ目は資源管理候補種の資源評価になります。なお、資源管理候補種については資源評価を行う上での基礎資料が十分あるかどうかで1系資源と2系資源に分かれておりますので、それぞれ別に説明いたします。その次の17ページについては、底びき網漁業および今漁期のずわいがに漁について、最後の18ページについては参考資料となっております。それでは14ページ目から魚種ごとに進めていきます。14ページ目のレイアウトですが、資料の左枠には国の資源評価と本県の漁獲状況についてです。資源評価については資源量が目標水準を達成しているか、漁獲の強さが適正であるかどうかで資源を評価しています。右枠には本県の主要港の漁獲量の推移を示しています。それでは14ページの魚種毎に順番に説明します。

まず、まあじですが、資源量は目標水準を上回り漁獲の強さは適正と評価されています。本県の漁獲量は2016年以降、減少傾向にあります。次に、まさばですが、資源量は目標水準を下回り、漁獲の強さは過剰と評価されています。資源量は低水準で、2000年以降、概ね横ばいとなっております。特に親魚量の水準が低いため、親魚の回復措置が必要とされています。今年の本県沿岸の漁獲量は前年を上回りました。次に、まいわしですが、資源量は目標水準を下回るが、漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は2004年以降、増加していますが、依然として少ない状況にあります。本県沿岸の漁獲量は2007年以降増加傾向であるものの増減しながら推移しています。今年は前年を下回りました。次に、するめいかですが、するめいかは生まれる時期によって冬季発生系群と秋季発生系群に分けられています。まず、冬季発生系群ですが、資源量は目標水準を下回るが、漁獲の強さは適正と評価されています。近年、親魚量が急減したことや産卵場の水温が不適になったことなどが原因で資源が悪化しています。本県沿岸では冬に主に定置網で漁獲されます。本県の漁獲量は水温の影響を受けて変動しており、今年は前年を下回りました。次に、するめいかの秋季発生系群ですが、資源量は目標水準を下回るが、漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は2020年にいったん増加したものの、2021年以降は減少傾向にあります。近年は長期に亘り漁場が形成される傾向にあります。今年の漁獲量は前年並みでした。次に、ずわいがにについては、資源量は目標水準を下回るが漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は減少傾向にありますが、2023年以降は増加の見込みです。本県の漁獲量については、近年、時化などの影響もありずわいがに漁期中の出漁回数が減少しており、減少する傾向にあります。次に15ページ目から資源管理への移行候補種の資源評価の説明になります。まず15ページの1系資源の資源評価についてです。15ページ目および16ページ目については資源管理候補種です。資源評価を行う上での基礎資料が十分にある1系資源と2系資源で資源評価方法が異なっています。15ペー



ジの1系資源については14ページ目のTAC魚種と同様の資源評価手法を採用しており同じレイアウトになっております。16ページ目の2系資源については資源評価を行う上での基礎資料が乏しいという理由で、資源動向と水準から資源評価しています。まず、1系資源の資源評価についてです。まず、15ページ目のぶりから説明します。ぶりについては、資源量は目標水準を下回り、漁獲の強さは過剰と評価されています。一方で資源量2014年以降、高水準を維持していることから、この評価については実際の資源量と乖離があるため、現在、関係機関で議論がされているところです。本県の漁獲量は2000年代に増加しました。なお、今期の定置網による寒ぶり漁の水揚量は前年および過去10年平均を下回ると予想しています。次に、まだらですが、資源量は目標水準を上回り、漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は過去最低だった2001年から急増して2005年に過去最高となった後は高水準で概ね横ばいで推移しています。本県の漁獲量は近年、減少傾向にあります。次に、あかがれいですが、資源量および漁獲の強さは適正と評価されています。資源水準は2004年以降、上昇傾向にありましたが、近年は減少傾向となっています。今年の漁獲量は前年並みでした。次に16ページ目の2系資源の資源評価をご覧ください。まず、さわらですが、資源動向は「横ばい」、水準は「高位」と評価されています。資源量2007年以降、高水準を維持しており、2015年以降は約8割を日本海での漁獲が占めています。本県沿岸の漁獲量は2000年に急増し、以降、増減しながら推移しており、今年は前年を下回りました。次に、ほっこくあかえびですが、資源動向は「増加」、水準は「高位」と評価されています。資源量は2013年以降、高水準を維持しています。今年の本県の漁獲量は前年並みでした。次に、にぎすですが、資源動向は「横ばい」、水準は「中位」と評価されています。資源量は新潟沖・若狭沖・但馬沖・隠岐沖・浜田沖でいずれも横ばいですが、加賀沖では増加傾向にあります。本県の漁獲量はおおむね横ばいで推移しています。次に、はたはたですが、資源動向は「横ばい」、水準は「中位」と評価されています。資源量は10～60万トンで大きく変動しています。本県の漁獲量は長期的に減少傾向にあります。以上で主要魚種の資源評価の説明を終わります。続きまして、底びき網漁業および今漁期のずわいがに漁について報告させていただきます。資料3の17ページ目をご覧ください。底びき網漁業の状況としまして、1番目に水揚重量と水揚金額の推移、2番目に出漁回数と出漁当たりの水揚金額、3番目に出漁当たりの魚種別水揚金額について説明させていただきます。さらに、今漁期のずわいがに漁としまして、4番目にずわいがにの水揚重量と出漁回数、5番目にずわいがにの出漁当たりの水揚げについて説明させていただきます。まず、水揚重量と水揚金額の推移ですが、水揚重量は2010年以降減少傾向にあります。水揚金額はおおむね横ばいであり、2022年11月末時点では前年を下回って推移しています。次に、出漁回数と出漁当たりの水揚金額ですが、出漁回数は減少傾向にあり、今年11月末時点

では7, 149回でした。出漁回数の減少には漁船隻数の減少や時化の影響が大きく影響していると考えられます。1回出漁当たりの水揚金額は、2022年11月末時点では前年並みで推移しています。次に、出漁当たりの魚種別水揚金額ですが、今年の出漁当たりの水揚金額を過去10年平均と比較しました。あまえび・にぎす・がすえびの出漁当たりの水揚金額は増加しましたが、はたはたの金額は減少しました。次に、11月のずわいがにの水揚重量と出漁回数になります。水揚重量と出漁回数は正の相関があり、今年2022年の水揚量は出漁回数が前年を上回ったことにより、雌・雄ともに前年を上回っています。次に、ずわいがにの出漁当たりの水揚重量です。雄がにの出漁当たりの重量については2021年以降減少傾向にあります。一方、雌がにについては2021年以降増加傾向にあります。出漁当たりの水揚金額は約126万円で前年を下回りましたが、高水準を維持しています。以上で報告を終わります。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

ないようであれば、次に、議題4「石川海区漁場計画作成に係る利害関係人の意見聴取について」について水産課より説明をお願いします。

須沼専門員

須沼です。それでは、石川海区漁場計画作成に係る利害関係人の意見聴取を今月中に実施する予定ですので、そのことについて報告いたします。資料4としまして、これまで何度もお示ししているスケジュールをお付けしております。令和4年12月にありますとおり、利害関係人からの意見聴取として、インターネットなどを活用して漁場計画の素案を示すこととしております。現在、水産課の方で素案をまとめ作業中でして、今月下旬には石川県のホームページにありますパブリックコメントのページですとか、水産課のページ、また、この素案は各漁協の方にもお配りします。そこで内容を確認することができますので、よろしければご確認いただければと思っております。この意見聴取の結果も踏まえまして、海区漁場計画の案を作成することとしておりまして、年明け2月には、海区委員の方に諮問する予定でございます。以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

ないようであれば、次に、議題5「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願いします。

辻局長

資料5をご覧ください。事務局より先日行われました、日本海・

九州西広域漁業調整委員会の結果について報告させていただきます。資料5をご覧ください。

令和4年12月1日木曜日13時30分より、水産庁中央会議室で開催されましたが、基本的には、ウェブによる開催となりました。委員26名のほか、関係者88名が出席しております。なお、石川海区の代表として勝木委員にご出席いただいております。まず、会長の互選があり、学識経験の田中栄次委員が会長として選出されました。

次に議題2の広域魚種の資源管理についてとなります。1番、部会における取組として、本会議前日までに行われた各部会において、複数県にまたがる資源管理魚種として、それぞれの資源の状況および取り組みが紹介されたことの報告がありました。ちなみに、石川海区は日本海西部会に所属しております。次に2、とらふぐについて、2021年の資源量が及び再生産成功率はいずれも過去最低であったことが報告されました。委員からは、再生産関係成功率に低さの原因を探るためにも、産卵場の実態把握をすべきとか資源管理方策が地域・県によってバラバラであるので、足並みをそろえる必要があるなどの意見が出ました。3番のべにずわいがにについて、資源評価は大臣許可水域と知事許可水域では、少し異なっており、大臣では2019、2020年の過去最低水準よりやや回復した程度であるが、知事許可水域では2004年以降増加傾向であり、2021年過去最高値となっていることが報告されました。委員からは、沿岸漁業つまり知事許可漁業は、漁獲圧力が小さいことが資源の増加をもたらせているのではないか。また、資源評価の管理方法を知事と大臣とわけた方が良いのではまいか。などの意見が出されました。4番、日本海西部・九州西海域まあじ、まさば、まいわしについて、まあじは親魚量が増加し、目標管理基準に達し、一方、まさばが、親魚量が限界管理基準値付近まで減少し、まいわしは徐々に増加し、限界管理基準水準まで回復したとの報告がありました。委員からは、外国船の実態把握に向けての努力や、操業できない状態が続いており、さらなら交渉をお願いしたいなどの意見が出されました。

次に議題3太平洋くろまぐろに関する広域漁業調整委員会指示について議案提出があり、ひきなわ、釣りなどによる沿岸くろまぐろ漁業の承認にかかる委員会指示が更新されました。原則、過去2年間の採捕実績者のみの承認ととなり、これまで行われておりました知事による特例新規承認は廃止されました。その他として、まずTAC魚種の拡大に向けた検討状況について水産庁から報告がありました。特に4月11日に開催された、第8回の資源管理手法検討部会、これはぶりに関するものなのですが、整理された論点や意見について報告がありました。特にぶりについては委員から多くの意見が出され、TAC魚種が増えると、定置網や底びき網などは漁業そのものが成立しなくなるのではないか、ぶりのTACはサイズ別で考えているのか、また、ブリは地域の重要な魚種であり、多くの漁業者を支えている。TACにより漁獲制限がなされ漁業を目指す若者が急激に減少している事態や、資源管理の成果が出ていないように感じるなどの意見がだされまし

た。最後に、水産庁から令和5年度の資源管理関係予算について報告がありました。従来通りの4つの予算をいずれも増額要求しているとのことでした。

以上となります。勝木委員におかれましては、前日の日本海西部会と併せて、2日間にわたりご出席いただき、まことにありがとうございました。勝木委員から補足説明がありましたらお願いします。

勝 木 委 員

補足説明というよりは私が意見を言ったことなのですが、資源管理という大義に対しては、誰しも皆さん賛成すると思います。されど、現実を見ますと、いわしも獲るな、あるいはまぐろも獲るな。我々の住んでいるところは、ぶりが主力であります。ぶりはTACに移行候補ということですが、それが大体4割を占める。こういうことをやっているのと、とんでもないことになるのではないかなど。いくら補填制度とか、そういうものはあるといっても、本来、漁業者としてすべきことは、やっぱり魚をちゃんと獲って、皆さんに供給するというのが本来の姿であるとは私は思っております。例え話を言ってもいいですか。コロナで飲食店が休んでいるのは正常な姿ではないと思っている。魚についても、ある程度現実を考慮しないと。すべて机上に描いたように、何もかも制限しようとする、現実には私の知る限りでは、そういうことをしていると担い手というのは、おそらくいなくなる。そういうことを並行して考えると、これから会議でも注意しながら意見を述べていきたいと思っていますので、またよろしくお願いします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

五 十 嵐 委 員

すいません、21ページの4のその他のところの取り組み、私もちょっとぶりについて聞きたいのですが、この中でぶりのTACはくろまぐろのようにサイズ別で考えているのかという質問があるのですが、その答えというか見込みは何かあるのでしょうか。

辻 局 長

その時に、水産庁は明確にやりますもやりませんとも言っていないのですが、今の状況だと、あまりサイズ別では考えていない感じの答えでした。

五 十 嵐 委 員

ありがとうございます。

稲 村 会 長

ないようであれば、次に、議題6「11月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

[資料4に基づき件数を報告]

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]



辻 局 長 | 次回の委員会ですが、1月24日(火)13:30から本日と同じく、県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

稲 村 会 長 | 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長 | 以上を持ちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_